

案内

下妻都市計画に関する原案の 閲覧及び公聴会の開催

市町村合併に伴う都市計画区域の統合などに係る都市計画の作成にあたり、住民のみなさんからご意見をいただくため、下記のとおり都市計画の原案を閲覧いただき、公聴会を開催します。なお、公述申出者がいない場合は、公聴会は開催しません。

都市計画の内容
都市計画区域マスタープランの変更(県決定)
下妻都市計画用途地域の変更(市決定)

閲覧期間
11月13日(月)~21日(火)(土・日を除く)
都市計画区域マスタープラン原案については、県のホームページでも公開する予定です。

公聴会の開催
・日時 11月28日(火)午後2時~
・場所 市役所第二庁舎3階
大会議室 [本城町2-22]

申出方法
都市計画の内容に対して、意見を述べることを希望される方は、公述申出期間中に公述申出書を提出してください。

提出先
都市計画の内容 について(県決定)・・・茨城県知事 橋本 昌(茨城県土木部都市局都市計画課扱い)宛て [〒310-8555 水戸市笠原町978-6]

都市計画の内容 について(市決定)・・・下妻市長(都市整備課扱い)宛て [〒304-8501 本城町2-22]

公述申出期間
11月13日(月)~21日(火)(土・日を除く)

公述人の決定
公述申出者が多数の場合、意見内容を考慮のうえ代表者を選考させていただきます。

☎(都市計画原案の閲覧場所)
茨城県土木部都市局都市計画課
☎ 029-301-4592
市都市整備課
内線1725・1726

案内

防犯ボランティアパトロールに参加しませんか
安全で安心できる地域社会を実現するために

昨今のニュース報道では子供に対する犯罪や車上狙いなどが多く見られ、身近なところで事件が起きてても不思議ではない社会になっています。

犯罪を抑止して安全で安心できる地域社会を実現するためには、警察の活動はもとより市民一人ひとりが一体となって犯罪の発生しにくい環境をつくるのが不可欠です。

市では、防犯ボランティアパトロールが平成17年6月に発足、平成18年9月30日現在で820名の方が登録しています。

この事業は、防犯ボランティアとして登録した市民のみな

さんが「下妻市防犯ボランティアパトロール」の帽子をかぶってパトロールを行い、自ら安全で安心な地域づくりに貢献することを目的としています。

また、この事業の特徴は、散歩やウォーキングなど今行っている趣味の延長で活動できることで、特に活動の範囲や時間を制約しないので、気軽に参加していただけます。

防犯ボランティアパトロールの募集は随時おこなっています。

市ではボランティアとして登録いただいた方を対象に、万が一に備えボランティア保険に加入します。(保険料は市で負担します)みなさんのご協力をお願いします。

☎市市民安全課 内線1433
県警ホームページには「地域安全マップ」や「市町村別大字単位犯罪マップ」など、防犯に役立つ情報が掲載されています。あわせてご覧ください。

www.pref.ibaraki.jp/kenkei

相談

身体障害児者生活相談補装具巡回相談

身体障害者相談員が身体障害児者の生活等全般の相談に応じます。また、補装具(補聴器・義肢・装具など)の巡回相談も併せて受け付けますので、お気軽にお越しください。

日時 11月14日(火) 午後1時~3時
場所 下妻公民館1階 和室

☎市福祉事務所 内線1575

市税の納付は期限内に

● ご利用ください
便利で確実な口座振替納付

銀行や郵便局などの金融機関(下記に記載)の預貯金口座から、市税等を口座振替によって自動的に納めることができます。

納税が便利になりますので、ぜひご利用ください。

口座振替できる市税等は市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税と介護保険料です。

全期前納も選択できます

期別振替か、全期前納かを選べます。

なお、全期前納報償金の対象となるのは、市県民税と固定資産税のみとなります。

利用できる金融機関

- ・常陽銀行
- ・茨城県信用組合
- ・中央労働金庫
- ・郵便局
- ・関東つくば銀行
- ・結城信用金庫
- ・常総ひかり農業協同組合

金融機関の市内各支店には、口座振替依頼書が備え付けてあります。金融機関市内各支店に直接お申し込みください。

口座振替の時期は

口座振替には、金融機関と収納課の準備が必要です。口座振替の申し込みを20日までにすると翌月から、21日以後にすると翌々月から口座振替がご利用できます。

☎市収納課 内線1363

● 市税を滞納すると

納税は社会の基本ルールです。大多数の納税者の方は、各納期限内に口座振替や金融機関、市役所の窓口あるいは納税組合等を通して自主的に納税していただいておりますが、市税を滞納する少数の方がいます。

日ごろから納税のための資金手当てや納付の期限に十分注意し、期限内申告・期限内納付されま

1 延滞金

納付の期限を過ぎてから納税されると、納付の日までの延滞金を併せて納税する必要があります。

延滞金の利率は、原則 **年14.6%** です。

納付期限の翌日から、1か月を経過する日までの期間に限り、年4.1%となります。

2 督促

納期限を過ぎても納税されない場合には、納期限後20日以内に「督促状」が送付されます。

この督促状が発送された日から10日を経過した日までに市税を納付されないときは滞納処分を受ける場合があります。

3 滞納処分

滞納処分とは、納税者が自主的に納税しない場合にこれを強制的に徴収するための手続きです。

具体的には、次のとおり行われます。

1 財産の差押え

督促状及び催告書の送付を受けても納税されない場合には、財産について差押えが行われます。

差押えがされると、納税者はその財産の処分をすることができなくなります。

差押えの対象となる財産は、給与や預貯金及び生命保険といった債権、土地・建物といった不動産、あるいは動産(自動車等)、有価証券など、多様なものとなっています。

2 差押え財産の公売及び取立て

差押えを受けてもなお納税されない場合には、差押えした財産を売却(これを「公売」といいます)し、その売却代金を滞納市税に充当します。

「茨城租税債権管理機構」への滞納事案移管

県内の市町村から徴収の依頼を受け、差押処分、公売処分等の強制徴収業務をおこなう徴収専門の組織です。機構への事案移管は、これらの処分の前提となるものです。

☎(納税相談)

市収納課
内線1362・1364



秋の火災予防運動 [11月9日(木)~15日(水)]
サイレン吹鳴・半鐘打鐘を実施します

火災とお間違いのないようにご注意ください。
日時 11月9日(木)・15日(水) 午前7時

☎下妻消防署 ☎43-1551

案内

自治区内及びごみ集積所 清掃用ごみ袋の配布について

地域での清掃活動やごみ集積所の清掃等にお使いいただくため、これまでごみ減量推進員に来庁願い、ごみ袋の配布をしていましたが、本年5月から各自治区長を通じ、年間120枚をごみ減量推進員に送付することにしています。

自治区内やごみ集積所清掃の際にごみ袋が必要な場合は、各地区のごみ減量推進員にご相談の上、利用してください。

なお、ごみ減量推進員の選出がない地区で清掃活動等を行う場合は、お手数ですが、生活環境課までご来庁ください。

☎ 市生活環境課
内線1424・1425

案内

平成18年度水道メーター器の 検定満了に伴う交換について

水道メーター器については、計量法施行令第18条により有効期限が8年と定められています。これにより、次のとおりメーター交換作業を実施しますので、ご協力をお願いします。

作業場所 市内全域
交換対象メーター 平成10年4月から平成11年3月までに取付けたもの（11月、12月の検針時に個別通知します）
作業期間
11月検針箇所対象
11月13日(月)～30日(木)
12月検針箇所対象
12月13日(水)～30日(土)
作業時間 午前8時～午後5時
委託業者 下妻市上下水道組合（指定給水装置工事事業者）

☎ 市水道事業所 ☎ 44-5311

案内

農作業時にご注意ください

今年の稲刈り時期に、市内上妻地区において、田んぼに刺された鉄筋等により、コンバインが破損するといった問題が多数発生しました。農家のみなさんには、農作業の際にはくれぐれもご注意ください。また、ご近所で注意を喚起し合い、悪質ないたづらを許さず、被害の防止に努めましょう。

☎ 市農政課 内線2616

案内

11月15日から翌年2月15日まで は狩猟期間です

狩猟期間とは、狩猟者(狩猟免許を所有し、県に登録した人)が、銃器や網、わなを使用して鳥獣を捕獲できる期間です。県内でも、銃器や猟犬による人身事故が過去に発生していますので、期間中、野山に出かける場合は十分ご注意ください。

なお、狩猟者以外の方が犬や銃器、網、わなを使用して鳥獣を捕獲することは法律で禁止されています。市販されている檻などを所有地内に仕掛けないように注意してください。

狩猟による事故や違反が起こらないようみなさんのご協力をお願いします。

～期間中、野山に出かけるみなさんへのお願い～

野山では目立つ色の服装の着用が心がけてください。

わなを発見した場合、危険ですから絶対に近づかないでください。お子様連れの際は、特にご注意ください。

～狩猟者のみなさんへのお願い～
狩猟者の方は、法令やマナーの遵守、十分な安全確認、猟犬の管理を

徹底し、住民の方が不安感や不信感を抱かないようお願いします。

～以下の場所での狩猟は禁止されています～

鳥獣保護区・休猟区、公道、公園等、社寺境内、墓地、捕獲禁止場所(指定鳥獣)

～以下のような銃器の使用(発砲)は禁止されています～

上記の場所の他、銃猟禁止区域、市街地、密集した人家、人が多く集まる場所での発砲

日没後から日の出前までの時間帯(新聞に掲載される時刻)での発砲

弾丸が達する恐れのある範囲の人畜、建物、汽車、電車、自動車、船舶に向けての発砲

☎ 県生活環境部環境政策課 鳥獣保護 ☎ 029-301-2946
県西地方総合事務所 環境保全課 ☎ 24-2211

行事

第8回 下妻市長杯男女混合バレーボール大会

日時 12月3日(日)午前9時
場所 市総合体育館
参加資格 市内在住・在勤・在学者で作られたチーム
参加費 1チーム 2,000円(学生チーム1,000円)
申込先 所定の用紙に必要事項を記入の上、市教育委員会スポーツ振興課(千代川庁舎2階) 市総合体育館 千代川運動公園ふれあいハウス のいずれかにお申し込みください。
参加費は大会当日納入してください。 受付時間/午前8時30分～午後5時 は土日祝日を除く は月曜を除く
申込締切 11月20日(月)

☎ 市バレーボール協会
岡部 ☎ 44-2832

行事

循環器フォーラム

真壁医師会では、県の委託を受けて生活習慣病予防推進事業の一環として、市民循環器フォーラムをおこないます。多くの市民のみなさんの参加をお待ちしています。

日時 平成19年1月21日(日)
午後1時～(開場12時30分)
場所 筑西市立明野公民館

参加料 無料
参加人員 特別講演に限り810名(405組)の入場制限がありますが、他のシンポジウム、展示、実演等のご自由に入場できます。
参加対象 市内や筑西市、桜川市に住む18歳以上の方
プログラム

(1)特別講演 講師 永六輔氏
(2)シンポジウム 生活習慣病予防対策 循環器救急医療体制について
(3)展示、実演、ポスター、一般演題、その他

参加申し込みについて
(1)特別講演に限り事前の参加申し込みが必要です。それ以外のシンポジウム、展示、実演等は事前の申し込みは必要ありません。
(2)特別講演の参加申し込みは官製往復はがきに住所、氏名、年齢、性別と、返信用はがきにもご自分の住所と氏名を忘れずに記入してください。
(3)申込締切は、12月5日(火)到着分までとします。参加希望者が定員を超えた場合には抽選により参加者を決定します。
(4)12月6日以降に、返信用はがきにより「参加できます」「参加できません」の通知をします。「参加できます」のはがきは入場券となります。(一枚のはがきで2名の入場ができます。小さなお子様の入場はご遠慮ください)
(5)車椅子でご来場の場合は、あらかじめその旨を申し込みはがきにお書き添えください。
特別講演は著作権上一切の録音、撮影を禁止します。

☎ 真壁医師会事務局内 市民循環器フォーラム実行委員会 [〒308-0841 筑西市二木成827-1]

☎ 市保健センター ☎ 43-1990

交通規制のお知らせ

市および市教育委員会では、11月19日(日)に「第18回砂沼マラソン大会」を砂沼サンビーチを会場に周辺の道路や砂沼遊歩道をコースとして開催します。右図のとおり交通規制を行いますので、みなさんのご協力をお願いします。

日時 11月19日(日)
午前9時～午後0時30分
場所 砂沼周辺の長塚・大町の市道

☎ 市スポーツ振興課 内線2863



砂沼護岸工事にご協力を

砂沼東岸において護岸工事を実施します。工事に伴い、通行止めや重機の進入等ご迷惑をおかけしますが、みなさんのご協力をお願いします。

工事期間 10月下旬～3月中旬
工事区域 右図のとおり

☎ 茨城県筑西土地改良事務所
工務第二課 ☎ 24-2211 内線347
市農地整備課 内線2625



社会保険庁から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」 (ハガキ)が送付されます

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象です。年末調整や確定申告で国民年金保険料を申告する場合は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の添付等が必要です。「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、11月上旬に社会保険庁から送付されます。申告の際は必ずこの控除証明書や領収証書が必要となりますので申告をおこなうまで大切に保管してください。社会保険庁の問い合わせ窓口は、控除証明書専用ダイヤル ☎ 0570-00-9911です。(平成18年11月1日～平成19年3月16日、平日9:00～17:00)

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されている月分以外の保険料を12月31日までの間に納付した場合は、後から納付した保険料分の「領収証書」も添付のうえ申告してください。

発行 下妻市役所 [〒304-8501 下妻市本城町2丁目22番地] 編集 秘書課
市役所へのお問い合わせは ☎0296-43-2111(代表) www.city.shimotsuma.lg.jp

行事

市立図書館 おはなし会

市立図書館の11月の「おはなしの花たば(おはなし会)」は次のとおりです。参加は自由ですので、お気軽にお越しください。

日時 11月11日(土) 午前10時30分～11時30分 / 午後2時～午後3時 午後の部は4才以上のお子さん向けです。
場所 市立図書館 児童室 (おはなしコーナー)

☎ 市立図書館 ☎ 43-8811

行事

図書館映画会(無料)



ライブラリーシアター
日時 11月21日(火) 午後2時～
上映作品 『素晴らしき哉、人生!』(1946年 米 130分)
監督 フランク・キャブラ
出演 ジェームズ・ステュワート
ドナ・リード 他
あらすじ 故郷の小さな町を飛び出し世界を舞台に活躍する夢を持っていた主人公ジョージは、父の死により夢をあきらめ会社を継ぎ家庭をもつ。善良な彼は町のみんなから慕われて暮らしていたが、相次ぐ不運に見舞われ大金を失ってしまう。人生に絶望し川に身を投げようとした彼は、自分より先に自殺を図って助けを求めている男を救出する。男は自分を見習い天使だと名乗るのだが...

子ども映画会
日時 11月25日(土) 午後2時～

上映作品 『ヘンゼルとグレーテル / 岩じいさん / 雲のかじ屋さん / アルプスの名犬パリー』(アニメ:約46分) 世界の名作童話アニメより4話を上映します。
場所 市立図書館 映像ホール

☎ 市立図書館 ☎ 43-8811

教材費 1,300円
締切 12月3日(日)
☎ 小貝川ふれあい公園
ネイチャーセンター ☎ 45-0200
森の時計と、トピアリーの見本をネイチャーセンターに展示しています。

行事

「土木の日」研究所一般公開

日時 11月18日(土) 午前9時30分～午後3時(受付は午後2時まで) 公開施設を全部見るには、2時間半程度かかります。
場所 土木研究所及び国土技術政策総合研究所
内容 つくば市内小学5年生によるボール紙で作る橋コンテスト(表彰及び展示) / 土木体験教室 / 実験施設公開 など

☎ 土木研究所総務課 ☎ 029-879-6700 www.pwri.go.jp
国土技術政策総合研究所 ☎ 029-864-2211 www.nilim.go.jp

講座・講演

人権週間記念講演会

県では、多くの県民の皆様身近なところから人権を考えていただく機会とするため、人権週間(12/4～10)期間中に記念講演会を開催します。みなさんの参加をお待ちしています。

日時 12月9日(土) 午後1時～(開場12時20分)
場所 つくば国際会議場・大ホール [つくば市竹園2-20-3]
内容 平成18年度人権啓発ポ

スターコンクール表彰式 平成18年度人権メッセ・ジ表彰式 人権作文朗読(全国中学生人権作文コンテスト茨城大会優秀作品) 講演:海老名 香葉子氏(エッセイスト)「笑って 泣いて 頑張る」
費用 入場無料
申込方法 電話またはFAX、ハガキでお申し込みください。FAX、ハガキでのお申し込みの場合催事名(人権週間記念講演会)・住所・氏名・電話番号・参加人数を明記のうえ、お申し込みください。先着順で受付し、定員1,200名になり次第終了します。後日、入場券を郵送します。

☎ 県人権啓発推進センター ☎ 029-301-3136 ☎ 029-301-3138

案内

12月4日から10日までは人権週間です

1948年(昭和23年)12月10日、国連総会で世界人権宣言が採択されたのを記念し、毎年12月10日は「人権デー(Human Rights Day)」と定められました。法務省と全国人権擁護委員連合会では、人権デーを最終日とする12月4日から10日までを「人権週間」として各種の人権啓発活動をおこなっています。一人ひとりとはみな違いますが、人権はすべての人に平等に保障されています。しかし、自分の人権を主張するだけでは、他の人の人権を侵害することもあります。人権週間に当たり、人権は、自分と同じように他の人にもあることを考え、お互いに相手の立場を考え、豊かな人間関係をつくりましょう。

水戸地方事務局 / 茨城県人権擁護委員連合会

第58回人権週間強調事項

女性の人権を守ろう
子どもの人権を守ろう
高齢者を大切に育てよう
障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
部落差別をなくそう
外国人の人権を尊重しよう
HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
インターネットを悪用した人権侵害は止めよう

講座・講演

ポピーの会ちぎり絵教室 干支の猪を色紙に飾りましょう

日時 11月19日(日)
午前9時30分～11時30分
場所 下妻公民館 2階研修室
参加費 500円(材料費)
用意するもの 絵筆2本
定員 20名
締切 11月10日(金)
主催 市生涯学習ボランティアサークル「ポピーの会」

☎ 市生涯学習課 内線2832

募集

第5回下妻市長杯市民パークゴルフ大会参加者募集

小学生からシニアまで、みんなで楽しみましょう!

日時 12月2日(土)
午前8時集合 雨天中止
場所 小貝川ふれあい公園パークゴルフ場
参加資格 市内に在住または、通勤・通学されている方
参加費 500円(小・中学生は無料) プレー代は無料
申し込み期限 11月24日(金)
定員 90名(先着順・定員になり次第締め切り)

☎ 小貝川ふれあい公園ネイチャーセンター ☎ 45-0200
参加費は当日、ご持参ください。参加されるご本人がお申し込みください。当日の参加申込みはお受けできませんのでご注意ください。

募集

ふるさと博物館体験学習 参加者募集

市ふるさと博物館では、教育普及活動の一環として、体験学習を企画しました。今後も、テーマ別に月に一回ほどの体験学習を計画していますので、是非ご参加ください。

(講師:博物館職員)

<第4回>下妻の伝説の地に行く!
日時 11月25日(土)
午後1時～4時30分
集合場所 市ふるさと博物館
内容 高道祖地区に伝わる七不思議の伝説を学び、伝説の地や関連する場所をめぐる。
参加費 お1人様につき300円(保険料も含む)
対象者 市内在住で、小学生以上の方
定員 35人
申込期間 11月1日(水)

午前9時～11月15日(水) 午後4時(11月6日(月)、13日(月)は休館日)
*申し込みは、ふるさと博物館にて所定の用紙に必要事項を記入の上、参加費をお支払いください。また、定員になり次第締め切らせていただきますので、ご了承ください。(印鑑を必ずご持参ください)
*バスを利用し、伝説地を徒歩めぐりますので、健康状態を十分考慮されて、お申し込みください。

☎ 市ふるさと博物館 ☎ 44-7111

募集

わらべうた・あそびランド 「芋煮会」参加者募集

わらべうた・あそびランドでは、小さな子どもたちと一緒に畑に里芋の種をまき、育てています。その里芋を掘って芋煮会を開催します。みなさんお誘いあわせのうえ、ご参加ください。

日時 11月12日(日) 午前9時30分集合
場所 小貝川ふれあい公園 ネイチャーセンター前(雨天の場合は下妻公民館)
会費 無料
参加資格 3歳～小学6年生までの親子
募集人員 100組(200名)
持参品 おにぎり・おわん・おはし・シート
締切 11月8日(水)

☎ 市生涯学習課 内線2834

募集

県立霞ヶ浦聾学校 学校公開

本校は聴覚に障害のある子の教育をおこなっている学校です。地域の方々に聴覚障害教育について理解をしていただくための学校紹介と授業公開をしますので、お気軽にご参加ください。

日時 11月23日(木)
午前9時30分～午後3時30分
場所 県立霞ヶ浦聾学校

[稲敷郡阿見町上長字後山3-2]

内容
午前の部 授業公開
午前9時30分～12時20分
午後の部 情報交換会
午後 1時30分～3時30分
対象 午前の部 県南・県西地区に居住されている聴覚障害教育に関心のある方 午後の部 幼稚園・保育所、保健センター・療育センター、小中学校、養護学校等の職員の方

詳細は、ホームページをご覧ください。

参加申し込みは、11月10日(金)までにファックスまたは電話でお願いします。

問 県立霞ヶ浦聾学校(住谷・岡田・塚本) ☎ 029-889-1555 FAX 029-889-2413 www.kasumigaura-sd.ed.jp
随時、幼児児童生徒のための聴覚の障害に関する相談をおこなっていますので、お気軽にお問い合わせください。

相談

こころの健康相談

こころの病に関する相談に、専門医が応じます。眠れない、イライラする、気分が落ち込む、やる気が出ないなどうつ状態や自律神経失調症などの症状がある方、ひとりで悩まずにご相談ください。(秘密は守ります。本人が来られない時は、ご家族の方でも結構です)

日時 毎月第2水曜日(11月は8日)午後1時～3時(予約制) 日時は変更になる場合もありますので、予約時にご確認ください。

場所 市役所第二庁舎 小会議室
相談担当者 精神科医

問 市福祉事務所 障害福祉係 内線1577 予約制ですので、福祉事務所までお申し込みください。(匿名でも結構です)

相談

歯の何でも電話相談

ふだん、歯科医師に聞けないこと・入れ歯のこと・子どもさんの歯の悩み・インプラント・矯正・口臭の悩み・顎関節症・歯周病・ブラッシングの仕方・料金のことなど、歯についての悩みや質問を何でも受け付けます。

匿名で結構ですので、お気軽にお電話ください。歯科医師がご相談に応じます。

日時 11月12日(日)
午後2時～5時

受付電話番号

☎ 029-823-7930

☎ 029-835-0737

回答者 歯科医師

相談料 無料

問 (主催) 茨城県保険医協会

☎ 029-832-7930

FAX 029-822-1341

健康

11月のポリオ生ワクチン投与

日時 11月14日(火)

午後2時～2時30分

場所 千代川保健センター

お間違いないようご注意ください。

問 市保健センター

☎ 43-1990(直通)

お詫びと訂正

教育委員会委員

広報しもつま10月号で紹介しました教育委員会委員のお名前に誤りがありました。正しくは柴崎清一さんです。お詫びして訂正いたします。

11月の行政相談

広報しもつま お知らせ版10月10日号に掲載しました行政相談の記事に一部誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

< 誤 >

11月17日(金) 午後1時30分～3時30分
千代川公民館1階 小会議室

< 正 >

11月17日(金) 午後1時30分～3時30分
下妻公民館1階 和室

問 市秘書課 内線1212

文化祭出演時間等

10月10日発行の広報しもつまと同時に配布しました「下妻市文化祭」のチラシの中で、名称・出演時間等に誤りがありましたので、次のとおりお詫びして訂正いたします。ご来場の際には、お間違いないようよろしくお願い申し上げます。

< 千代川会場 >

10月29日(日)

千代川公民館ホール

「吹奏楽/千代川中学校」

(誤) 吹奏楽

(正) 吹奏楽/千代川中学校

< 下妻会場 >

11月4日(土) 市民文化会館

「ダンス・ダンス・ダンス」

(誤) 時間13:00～14:00

(正) 時間13:30～14:00

問 市文化祭実行委員会事務局

(市生涯学習課内) 内線2833

障害者自立支援法による障害福祉サービス

障害者自立支援法が今年4月から施行され、この10月からは、下表のサービスとなります。いままでの障害福祉サービスは、身体障害者、知的障害者、精神障害者の3つに分けられ、障害別のサービスに分かれていました。これからは、どの種別の障害の方も、事業者との契約により共通のサービスを受けることが出来るようになりました。

新しい福祉サービス

訪問系サービス - 在宅で訪問を受けたり、通所などで利用するサービスです。

給付の種類	サービスの名称	内容
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
	重度訪問介護	重度の障害がありつねに介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
	行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難でつねに介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
	児童デイサービス	障害児が施設に通い、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを受けられます。
	短期入所(ショートステイ)	家で介護をおこなう人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。
重度障害者等包括支援	つねに介護が必要な人の中でも、介護が必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。	

日中活動 - 昼間の活動を支援するサービスをおこないます。

給付の種類	サービスの名称	内容
介護給付	療養介護	医療の必要な障害者でつねに介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
	生活介護	つねに介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練をします。
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
	就労継続支援	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。

居住支援 - 住まいの場におけるサービスをおこないます。

給付の種類	サービスの名称	内容
介護給付	共同生活介護(ケアホーム)	共同生活場所で入浴や排せつ、食事の介護などが受けられます。
	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。
訓練等給付	共同生活援助(グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。

○障害福祉サービスを受けるには、障害程度区分の認定が必要になります。福祉事務所に申請して下さい。調査員がお伺いして調査をし、その結果をもとに審査会で障害の程度を判断します。その際、主治医意見書が必要になります。サービスを希望する方は、早めに申請して下さい。

サービス利用にかかる費用

サービスを利用したら、その費用の1割を負担することになります。ただし、所得に応じて負担上限額が決められています。

サービス利用者の負担上限額

所得に応じて4つの区分に分けられ、それぞれに負担の上限額が決められています。

区分	対象となる人	上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯の人	0円・自己負担なし
低所得1	住民税非課税世帯で障害者または障害児の保護者の年収が80万以下の人	15,000円
低所得2	住民税非課税世帯で低所得1に該当しない人	24,600円
一般	住民税課税世帯の人	37,200円

○同じ世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合などでも、合算した額がこの上限額を超えた分は高額障害福祉サービス費が支給され、負担が重くならないように配慮されています。

○資産が一定以下の人は、個別の減免や社会福祉法人の利用者負担の軽減があります。

○施設でサービスを利用する場合の食費や光熱水費などは全額自己負担となります。ただし、施設入所者で生活保護、低所得1、低所得2の方で、申請により資産が一定以下の場合は補給給付が支給され、負担が軽減されます。

その他のおもな変更点は、次のとおりです

○補装具の交付・修理、日常生活用具の交付の自己負担が原則1割の負担になります。

○日帰りのショートステイは日中一時支援に、ヘルパー派遣による外出介護は移動支援に、制度が変わります。利用する場合には、1年に1度福祉事務所に登録・申請が必要になります。

○社会参加のために、運転免許を取りたいときの助成制度が変わります。今までは身体障害者だけでしたが、身体だけでなく、知的・精神障害の方も助成を受けられるようになります。ただし、申請して運転免許証を取得した時50,000円を限度として助成します。

○社会参加のために、自分で自動車を運転する重度の身体障害者とその自動車を改造するとき、50,000円を限度として助成します。

問 市福祉事務所 障害福祉係 内線1575・1577